

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

中部地方整備局長

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第二十二第1項及び同第2項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域（以下、「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに都市再生及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下、「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占用主体（以下、「都市・地域再生等占用主体」という。）を定める。

第1 都市・地域再生等利用区域

1. 指定範囲

一級河川矢作川水系矢作川の河川区域のうち、高橋から久澄橋までの区域
(別図)

2. 指定年月日

平成30年3月26日

第2 都市・地域再生等占用方針

1. 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設

- 1) 広場、イベント施設、遊歩道、前述に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、廣告板、仮置き型照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、休憩場、などその他都市及び地域の再生等のために利用する施設
(準則第二十二第3項第一号、第二号、第三号、第六号、第十一号に該当)

2. 許可方針

(1) 各施設に共通する事項

- 1) 設置する占用施設又はその施設使用は、河川空間とまちの空間の融合が図られた、良好な空間形成を目指す取り組みである、かわまちづくりの趣旨に沿ったものであること。
- 2) 本件占用に伴う危険を防止するために必要な措置を講ずること。
- 3) 洪水及び台風等の緊急時における情報伝達体制（夜間及び休日を含む）を整備し、占用施設の利用者の避難が円滑に行われるための措置を講ずること。
- 4) 占用施設の維持管理を十分に実施すること。
- 5) 洪水及び台風等の緊急時に占用施設の撤去等を適切に行うこと。
- 6) 周辺住民等に配慮し、騒音防止策等の措置を講ずること。
- 7) 施設使用者及び占用施設の利用者により排出されたごみは適正に処理すること

と。

- 8) 施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
- 9) 施設使用者に占用施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
- 10) 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に対して、年一回以上で河川管理者が定める回数を報告すること。
- 11) 施設使用者がその使用を終了する場合は、原状回復（施設等の撤去及び整地）を行わせること。
- 12) 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。

(2) 個別施設に関する上記以外の事項

- 1) 広場、イベント施設、遊歩道、前述に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、廣告板、仮置き型照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、休憩場などを使用する場合
 - ・移動撤去可能な簡易なもの（仮設テント、移動販売車、トレーラーハウス等）に限定し、当日の設営・撤去を原則とすること。
 - ・営業時間は原則8時から21時までとすること。ただし、豊田市から季節や天候等による営業条件変更の承諾があった場合はこの限りではない。
 - ・公園管理者が公園用地として占用している範囲については、公園使用許可で定める項目についても満たすこと。
 - ・利用者の滞留する範囲等は事前に調整した上で明示し、一般の河川敷地利用者（公園利用者含む）の利用の妨げにならないよう配慮すること。

第3 都市・地域再生等占用主体

豊田市（準則第二十二第4項第一号に掲げる者）

(別図) 都市・地域再生等利用区域の指定範囲

